### 泉区和泉町第六次地区

# 住居表示に関する調査実施のお知らせ

平成 29 年秋頃に予定している住居表示の実施のため、 次のとおり調査を行いますので、お知らせします。

- 調査は、平成29年4月から同年秋頃までです。
- ・住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため、これまでお使いの住所や お住まいの方のお名前、マンションの名称、事業所の有無などを調査します。

# <u>調査員が直接お伺いしてお尋ねしますので、</u> ご協力をお願いします。

- ※横浜市が調査を委託した スリーエム技研株式会社 の調査員が、お伺いします。 (調査員は腕章を着用し、横浜市発行の身分証を携帯しています。)
- ※ご不在だった場合は、調査にお伺いしたチラシを投函します。
- ※個人情報は適正に管理し、住居表示の実施目的以外には使用しません。

#### 住居表示を実施すると…

- 新住所は、「横浜市 泉区 和泉中央北〇丁目〇番〇号」となる予定です。
- 新住所の通知、住所変更の主な手続のご案内などは、住居表示実施の約1か月前に お配りします。(調査の状況により、お届けが遅れる場合があります。)
- 住所変更の主な手続については、説明会を開催してお知らせします。(住居表示実施の約1か月前を予定しています。日程については、別途チラシをお配りします。)
- 住民票などの区役所備え付けの公簿類は、住居表示実施日に自動的に変更されます。
- 運転免許証や各人の取引・契約など、ご本人による住所変更が必要なものは、 お手数ですが、住居表示実施日以降に、ご自身で変更手続をお願いします。
- 住居表示実施に伴い、これまでお使いの住所が変更になりますので、住所の入った印刷物 (名刺・包装紙・パンフレット等)の作成、ゴム印等の作製にはご注意ください。
- 郵便物は、住居表示実施後一年間は必ず、旧住所でも配達されます。 旧住所で届いた場合は、1年以内に住所変更の書き換えやお知らせをお願いします。

【問合せ】横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当 TEL 045-671-2320・2321 FAX 045-664-5295 メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

裏面あり

## 泉区和泉町第六次地区実施予定区域図

